

(仮称)安全・安心条例の検討について

条例検討の背景

本市では、平成16年以来、全小学校区での防犯パトロール結成や小学校の通学路における安全点検の実施など、地域の防犯活動が本格化し、地域、警察、行政が連携して安全・安心まちづくりに取り組んできた結果、犯罪発生件数もピーク時の半分以下になるなど大幅に減少した。来年度は、取組開始10年目の節目を迎える。

一方で、暴力団のものと思われる未解決の凶悪事件の影響もあり、18年ぶりに「防犯、暴追」が市政要望の第1位となるなど、さらなる防犯活動、体感治安の改善に向けた取り組みが求められるようになっている。

条例の必要性

これまで地域において安全・安心に関する様々な取り組みが行われてきたが、活動参加者の固定化や高齢化の進展など多くの課題がある。

安全・安心は、市民生活は、勿論、企業立地など産業振興の礎ともなるものである。「自らの安全は自らで守る」という意識の高揚を図り、市民、事業者、行政、学校などが、新たな「安全・安心まちづくり」を共に考え、その方向性を明確化し、一丸となって取組む契機とするため、条例を制定するものである。

条例の位置づけ

安全・安心に関する「総括的な条例」に位置づけ、犯罪、暴力団、自然災害、感染症、食の安全など市民の安全・安心を脅かすもの全てを対象とする。

条例制定の基本的な考え方

①目的：「市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会づくり」
～日本一、安全・安心を実感できるまちの実現を目指して～

②条例の骨子（案）のイメージ（後述イメージ図のとおり）

<基本的な考え方>

安全・安心のまちづくりに向けた理念や市、市民、事業者、学校等の役割などを定めた理念的な条例。（罰則規定は盛り込まない）

③成果の検証

成果については、犯罪認知件数、体感治安改善などに関する数値目標を定め、その達成状況について検証を行う。

④ 条例検討の進め方

「北九州市安全・安心条例検討委員会」による検討

様々な識見を有する専門家や地域の実情に通じた団体の方々を委員とする条例検討委員会（付属機関）を設置し、多面的な議論を行う。

- 設置期間：平成25年6月～（1年間程度）
- 委員メンバー：学識経験者、地域団体、NPO、公募市民 など

⑤ 検討のスケジュール（予定）

- ・ 平成25年7月ごろ（第1回委員会）

市長から諮問

現状把握

本市や他都市の安全・安心の取組み状況

検討の方向性の確認

～ 5回程度開催

- ・ 平成25年12月ごろ（市長へ答申予定）
- ・ パブリックコメント
- ・ 平成26年6月条例制定

市民意見

タウンミーティング、シンポジウムの開催
活動団体等からの意見聴取

【条例の骨子（案）のイメージ】

